

青葉区公告第 113 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年8月25日

横浜市青葉区長 中島 隆雄

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	宮本 努 ほか8名 別紙一覧のとおり
送達する 書 類 名	介護保険料令和8年度6月期分督促状 ----- -----	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

	公示送達 別紙
送達する書類名	送達を受けるべき者の氏名又は名称
横浜市介護保険料督促状令和8年度6月期	宮本 努
	矢久保 建生
	永井 茂
	中澤 和弘
	梶原 貞信
	柏倉 孝男
	栗田 清
	齊藤 明
	工藤 秀二